

平成27年第4回長与町議会定例会産業厚生常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 平成27年12月8日

召集場所 長与町議会議場（第2委員会室）

出席委員

委員長	河野	龍二	委員	西岡	克之
副委員長	分部	和弘	委員	吉岡	清彦
委員	浦川	圭一	委員	竹中	悟
委員	饗庭	敦子			

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課主事 山田 傑

説明のため出席した者

建設部長 森 浩平

水道局長 古賀 洋

(都市整備課)

課長 松邨 清茂 課長補佐 山口 新吾

主任 山口 和樹

(下水道課)

課長 道端 和彦 課長補佐 江頭 幹夫

主査 早稲田 由香 主事 藤野 亮

本日の委員会に付した案件

議案第 73号 平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業
特別会計補正予算（第1号）

議案第 74号 平成27年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）

開会 9時27分

閉会 10時36分

○委員長（河野龍二委員）

皆さんおはようございます。定足数に達しておりますので、本日の産業厚生常任委員会を開会します。平成27年度第4回定例会本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました、議案第73号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の件を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

皆さん、おはようございます。それでは、補正の特別会計補正予算（第1号）について、御説明を申し上げます。それでは、お手持ちの特別会計補正予算（第1号）に関する説明書の6ページ7ページをお開きください。まず歳入歳出の順で説明をさせていただきます。6ページ、7ページをお開きください。歳入でございます。3款1項1目1節一般会計繰入金の276万2,000円の減額でございますが、これは一般会計8款5項2目土地区画整理費28節、繰出金の減額に伴うものでございます。内容は、退職手当等の減額に伴うものでございます。次に、4款1項1目1節繰越金の627万3,000円でございますが、平成26年度の実質収支による、繰越金827万3,000のうち、当初予算にて200万円を計上しているため、その差額627万3,000円を計上するものでございます。次に、5款、2項1目1節高田南地区保留地処分金の342万2,000円でございますが、道ノ尾駅前の28街区3、28街区4の保留地で合計面積は36.67平米、合計金額は、342万3,000円で、既定予算1,000円を差し引きましての計上となっております。次に、歳出でございます。10ページ、11ページをお開き願います。1款1項1目3節、職員手当等の276万3,000円の減額は、支出見込額の減額に伴うものでございます。2目、13節委託料でございますが、歳入の4款1項1目1節で御説明申し上げた、平成26年度実質収支分を単独事業費として充当するものでございます。28節、一般会計繰出金342万3,000円は、歳入で御説明いたしました、5款2項1目1節、高田南地区保留地処分金を、一般会計へ繰り出すものでございます。以上で都市整備所管の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

ただいま、提案理由の説明をいただきました。

これから質疑を行います。項目としては、そんなたくさんないので、歳入歳出いずれでも結構です、質疑はありませんか。吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

6、7ページの、処分金がありましたね、342万2,000円、話では道ノ尾駅前地区かな、28街区の3とか4で、合計36.67平米、どういうところで、面積ひどく小さいけれども、どういう形の利用をされるのか、お願いします。

○都市整備課長（松邨清茂君）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

場所は以前、所管事務調査のときに、車を置いたところでございます。ちょうど道ノ尾駅を出まして右手、お墓がございます。そこに前、酒屋さんがあったと思います。そのですね、換地に伴いまして、そこに三角地ができます。ちょうど、昔店があった、1番端っこの方といいますかね、道路沿いのほうにちょっと三角地がございます。それの方も、地権者の方に、ここ保留地要りますか要りませんかっていうアンケートをまず調査をします。その中で、その三角地とか隅地とかこう少しずつ空き地が出てくるんですね、そういったのを、ここを買っていただけますかというお話で、換地割をしていて造成工事に入って、今回、ちょうどそここのところ三角地のところができますんでそれを、地権者の方に購入していただいたという経緯でございます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今、そういうこう、細々したのが、ここが処分ができたということで、何かまだそういう一帯が、あの地区で、駅前一帯というかな、道ノ尾駅前一体でまだそういう未処分なところがあるんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、お答えいたします。道ノ尾駅周辺のところはですね、非常に宅地が狭うございます。そこで、まだちょっと造成をしてないお墓の裏側のところですね、この辺に隅の方に、一宅できるか、一宅といいますか、その狭いところの保留地っていうのができるかできないかっていうのがございますけれども、これの方は、換地の方たちの過小宅地の救済のためにちょこっと残したとかですね、そういった部分でしかもうございせん。したがって、高田南で保留地っていうところは、現在、今から工事をしようというところの何棟分とかですね、そういったところにしか固まりとしては残ってございせん。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回の処分については隣接者に過小宅地の救済というような意味合いを持って、広さ的にも30何平米ぐらいで、形はちょっとよくわかりませんが、そういう状況で、隣接する地権者に声をかけて買っていただいたってことでございますけども、通常、一般公募である場合に、例えば、これも大きかったら多分一般公募でされたと思うんですけども、そういった場合に、これぐらいの大きさだったらもう公募にかけるとかです

よ、そういった基準というのはもう、形とかにもよるんでしょうけども、基準とか、そういったものは、持ち合わせておられないんですかね。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

基準といいますと、どうしてもあの優良住宅地っていう形で、最低165平米っていう、基準を高田南は持っております。これ以下が過小宅地っていう形で、実際に販売する、保留地として販売する場合は、165平米の前後、164とかそういったところもあるのかもしれないんですけども、整形して、住宅地になりうるであろうという保留地は一般公募します。ただし今回のように30平米とか、40平米とか、どうしてもその街区の中で、売れない土地っていうのがどうしても出てくるんです。そういったところを、実際に造成に入る前に、その街区の地権者の方たちにアンケート調査をします。165平米以下の方たちで元の面積まで戻したいっていうのであれば、駅周辺でいう付保留地とか、そういった形をします。それでも、若干余る土地っていうのはですね、1メートル掛け15メートルとか、そういったところを、その街区の中で必要な方っていう形でもう、お話をします。どうしても狭い土地っていうのは買っただけのところかもう限定されてきますんで、その街区の中の地権者の中で、要る要らんっていうところで、もう1回造成計画で換地割を少しずらして行って、そこにあてがうというような形で、その街区の造成をして、行いますので、小さな土地、余った土地っていうのは、もう限られてきます。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

大体の基準の目安として165平米、ということですけども、私がちょっと聞きたいのは、例えば100平米の整形した土地であればですね、四角の、十分この、場所によってはですよ、容積率例えば200とかのところであれば、100平米であれば、60坪くらいの家は建つわけですよ。そういったものはやっぱり公募じゃないかなと私は、個人的には思うんですけども、そういった意味でですね、例えば不整形でも隣の人にくっつけるしかないとかですね、そういったものは当然もう買っただくというようなことでよろしいかと思うんですが、そういった意味でちょっと基準が、明確な基準は多分その場所場所にもよりますし形にもよりますし、決められないのかなというのはあるんですけども、一定の使い物に1枚で使い物になるような土地についてはですよ、やっぱり、公募で、やるべきでないかなというふうな思いを持つとるものですからちょっと、お聞きしたんですが、いかがでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松頓清茂君）

はい、今言われたとおり、このクラスだったら、この広さだったり家が建つなっているところで希望がないところは当然公募をかけます。だから、そこで確かに165ってというのが、高田南の区画整理においての一定のラインなんです、これから下がっても、そこで、例えば120平米でした、これ当然公募をかけると思います。それ以外の、先ほど言いました30とか40とか超えて、ちょっともう使い物に、使い物にならないというとおかしいんですけども、そういった不整形なところは、地権者がそのこの街区の中で、処分をしてもらう。だから、売れる土地であれば売ります。今、高田南の、南東部のほうで造成計画をしています。道路の隅の方に、広さ的には、150とか200とかこう出ても奥行きが短い土地というのがどうしても出てくるんです。道路をつくっていく上で、そういったところどうするかってなると、今度は、そこで、街区の角の端っこの方で、周りに地権者がひっついてない、であればどうするかっていう処分の仕方でもまた出てくるんです。これを町有地として持つとって、保留地なんですけども町有地として持つとって、町がどうするのかとか、そこを保留地として、昔あった駐車場とかこう利用されてた方が、駐車場がもうとれなくなったと、換地者に宅地としてお返します、ただ自分たちが今まで駐車場として使えたのがもう駐車場がないと、あそこ駐車場がちょっと少ないんですね、だからそういったところで、駐車場として売する場合も可能ではないかなと思います。こういった場合は、その周辺の方に公募をかけたいと思います。したがって、造成する、出来上がってくる宅地の形状によっては公募をかけたり、どうしても公募をかけられない不整形な土地というのは周りの方にお話をして造成でつくって周りの方に買っていただく、こういった手法でございます。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので、委員長を交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長を交代します。河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

私も同じところでちょっとお伺いします。今度のこの保留地処分金ですけど、この処分額、保留地の単価ですね、どうやって算出するんでしょうか、そこをお伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、松邨課長。

○都市整備課長（松頓清茂君）

単価の設定につきましては、当然、標準地というのが何か所かございます。そこでその土地の評価をとります。で、その土地の1点あたりの評価の単価を、その、造られてくる、保留地の指数っていいですか、要は土地に点数がついてるんですね、価値、これは、前面の道路、路線価といいですけども、この路線価をもとにして、間口奥行き、

整形か不整形か、高さが道路から上がるか上がらないかといった形で、それぞれの土地について、前面の路線価で、算出をします。その点数と標準値、先ほど言いました、鑑定評価をとる、取ったところの、宅地の、そこも点数がついてるんです、そこで、鑑定評価をとりまして、その分で、案分といいますかその率を掛けて、対象の保留地の単価としていきます。だから、毎年、標準値の鑑定評価をとればいいんですけども、どうしてもそこで、保留地として生まれたい年っていうのがございます。だから2年、3年とか取ってない場合もございます。そうなるとう度はどうするのかっていうと、下落率とか、今土地が少しずつ下落してるんですけども、その上昇率をかけたとか、そういうところで不公平がないような形で標準値をとって、そのすべての土地に単価を振り分けて、指数があって、そこに一点あたりの単価を掛けてその面積をかければ、宅地の価格としてこう出てきます。だから、基本は、鑑定評価をとってその下落率修正をしまして、その土地の、指数にかけて金額を出すというのが、区画整理の中の計算の方法でございます。

○副委員長（分部和弘委員）

河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

先ほどから出てます、なかなか経常的に何ともしようがない、特に隣接してる人が、良いですよと、そこだけ土地があるなら、当然、私のとこ隣の土地ですから買いますよとなる場合と、いやいやもうお金出してまで、買う必要がないと、しかし、その三角みたいな土地が、何にも利用ができないという場合に、そういう場合は、もうその単価の交渉なんか、あり得ないんですか。そういう基準値、基準単価が決まって、もうこれから下がることはありませんか。あと少し下がれば、買ってもしいかなというふうな場合、でも行政としては、町としては、そうやって処分してもらった方が、良いわけですから、そういう場合はあり得ないんですかね、基準に基づいた単価の売買でしかできないというふうなものなんでしょうか。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今委員さん言われるとおり、ちょっと今お金のないけんちょっとまけてよっていう感覚は、個人さんたちはお持ちだろうと思います。ただしその前に、その工事に入る前にアンケート調査をするんです。そこで区画を、区割りをしていきますんで、そこで生まれた土地っていうのは、その方が買っていいよっていうことでお話をアンケートで伺ってるんでそこを造成するんです。だから、極端な話を言えば、そこを造成しました、いやちょっと金無くなったけん買わん、これ1番きつい話であってですね、こういった時も、その地権者の方たちにはもう買っていただくようお願いをしなくてはいけないとは、思ってますが、今のところ高田南ではそういう事例は起こっておりません。ただ

しその単価の設定につきましては、ちょっと難しい話になるんですけども、整形ならばどこでいっても整形なんです。道路が路線からこう通っても、ここで路線価同じです。ここに枝道があった場合にこの路線価でまだ金額が変わってきますんで、この路線価上の土地だったら少し動いても余り影響はない。でこの隅に三角地が出ます。この単価をどうやって落とすかという、この宅地、先に換地をする宅地の方を整形にしとって、どうしても三角にしとった方が、この土地自体は単価は安くなるんです。不整形ではない、だからそういったところで、地権者の方たちに1番最初につくる前に、この単価はこのくらいになりますよ、何平米になりますよ、金額は大体このくらいですよっていうお話をしてからつくり上げていきますので、今のところ高田南で、欲しいと言われとって買わないっていうのは、今のところ発生はしない。単価の交渉はその当時に交渉してますので、交渉っていいですか、幾らっていう提示ある程度してますんで、そこで、本人さんたちは下げてよって言いたいのもかもしれないんですけども、その金額というのはずっと通していきます。以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長を交代します。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

先ほど駅前のごことで聞いたら、ちょっとあるけども先々処分が可能だということで、あと新しくするところが処分、保留地が出てくる可能性があるということで、答弁あったわけですけども、今全体を見た場合に、高田南全体を見たときにはもうそういう未処分の分はないということで、捉えていいんですが、ちょっとそういうところ、確認したいと思います。全体で見たときですね、まだ工事、は置いといて、全体で見たときに、処分、まだ残ってる部分があるんですかね。区画数とか、ちょっとわかっておれば。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

すみません、ちょっと質問の意味を確認させてください。今、まだないのかというのは道ノ尾駅周辺の話なんですか、全体の話ですか、全体でいえばまだ保留地はまだあります。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

だから、何宅地、あるいは何平米か、ちょっとその数値的なものをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

これから作られていくであろうという保留地の話でございます。これも以前、ここの委員会の中で、ご説明をいたしましたけれども、全体面積としてはあと、多分そのときは3万平米近くあるっていうお話をしたのではないかなとちょっと記憶に残ってるんですけども、これを今、まだ造成、全然とっかかってないんで、ある程度、推定のところでお話をいたしますけども、全体で172件で、残りがあと77件という、数は残っております。はい、それと未造成の部分の面積でございますが、あと、3万4,000平米近くがまだ、造成される、保留地の面積でございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

確認しますけれども、今から、工事する分は除いて私聞いているわけですね、ということはこれからすると77件残ってるっていう数字が出たけども、それが今現在工事やっている中では、残ってるのが77件で捉えて良いんですかね、再度確認します。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今はでき上がってる保留地っていうのは、11件はあるんですが、すいません、1件です、今でき上がってるのは1件なんです。で、これはまだライフラインが入りませんので、宅地としては売れないんです。申しわけないです、訂正します。今残ってるのは、1件は以前からつくった、ちょうど、OKホームセンターからこう入って行って九電の社宅のちょっと裏側の所に三角っぽいちょっと高台のところがあるんですけども、これは1件、は造成済みで売れ残ってはおります。その他については、南東部、これから造成していくところでございます。

○委員長（河野龍二委員）

吉岡委員。

○委員（吉岡清彦委員）

今1件と聞いたわけですけど、僕の考えからすると、駅前からローソンとか、スーパーがあつて、整骨院があつてトンネルを抜けていく、あの道路から左側の方が大体もう、造成したような感じ、僕らからすると見えるわけですね。あそこにちょっと時々行ってみるとちょこちょこまだ残つとるわけですね。家が建たたずにね。だからこの1件からすると、もう全部、処分されたと見ていいわけですかね、そういうとらえ方で良いわけですかね。

○委員長（河野龍二委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

はい、今多分見られてるところは家が立ってないだけで換地者の分です。だから地権者、所有者はもう決まってるんです。だから、今のトンネルから左側である程度宅地ができていますけども、家が建ってないところはほぼ、もう全て、地権者は、換地の方達でございます。

○委員長（河野龍二委員）

質疑をしたいので委員長を交代します。

○副委員長（分部和弘委員）

委員長を交代いたします。はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

歳出のところでは伺いますが、歳入のところの、処分金が一般会計へ繰り出されるということで、ちょっと、申しわけないです、基本的なことをお伺いして、保留地処分金は、一般会計に繰り出すべきお金なんですかね、普通考えたら事業費に回るというふうに、思ってたんですけども、こういう処理の仕方をしてましたでしょうか、お伺いしたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

一般会計への繰り出し金についてお答えします。保留地処分金については、今委員言われたとおり、通常であれば、売ったお金を事業費に充てるという形の流れになるんですけども、高田南土地地区画整理事業では、造って売ってという形よりも、まず造るためにお金が必要になりますので、まずこの高田南で計画してる保留地を売り払って得られるであろう、お金を前もって起債の形で借入れをしております。売る前に、現金を手にして工事をします。ということはまた造った後にはその分、起債を返還しないといけませんので、その分で起債の返還自体を財源を一般会計からの繰入金でいただいておりますので、それでこうやって実際に、保留地が売れると、今度はその返済のために一般会計にお返しをするというような、事業費に保留地処分金を充ててるっていうことは充てているんですけども、それちょっとお金の流れを一旦、起債の形で借入れて、売り、処分をしたお金を返済におけるっていう、流れとしては、逆の流れになっておりますので、予算的には、こういった処理をさせていただくようにしております。今年度も保留地処分、動いたのがありますので、財務課、一般会計を所管しています財務課のほうと協議をさせていただいて、こうした形で、特別会計から今度は一般会計繰り出すという形で処理をしております。以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

基本的なところで、全額こういう形でやりましたかね、保留地が売れると一般会計

に繰り出してというふうな形で、例えば保留地が、その年度で途中で売れましたと、事業費に充てたという場合はもう全然ないんですかね、そういう動きがないのかちょっと確認させていただきたいと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

はい、お答えいたします。今回は、財務課と協議をして、一般会計へ繰り出しているような形になるんですけども、過去の例を見ますと、そのときそのときの財務課との協議の中で、もう繰り出さずに、高田南の事業費にそのまま、充てているというようなこともあるようです。以上です。すいませんはっきりした、何年度にどのくらいの金額をっていうところはちょっと今つかんでないんですけども、そのときそのとき、一般会計側との協議をして取り扱いを決めております。以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

一般会計から起債をしてですね、一般会計が起債をして、区画整理事業に繰り出したと。その一般会計の起債償還のために、保留地の処分金を一般会計に戻すということ、理屈はわかるんですけども、ちょっとこう、疑問に思うのが、金額的にわずか300万ぐらいですよ、340万ぐらい、起債償還にも、不足するっていう額がこれくらいだったのかなってちょっとそういうところちょっと感じる、財務の方がどういうその財務処理をしていたのかよくわからないんですけども、もう一方は、よく皆さんから言われる高田南の土地区画整理事業が非常に遅れているという意味では、事業費として充てる方が、どちらが優先だったのかなと、ちょっとそのように思うんですけども、今回こういう形で処理された部分をもう少し詳しい内容を教えていただければと思います。

○副委員長（分部和弘委員）

松邨課長。

○都市整備課長（松邨清茂君）

今委員さん言われるとおり、実際上は、その保留地処分金で工事をしていきますんで、実際上は高田の特会の中に、これ持っていた方が良いわけでございます。ただ、今の工事のボリュームが今の工事のやり方で300万で足しになるかと言ったらもうそういったレベルの金額の工事をやってないんです。でかいんです、かなり。一連で仕上げていけないとどうしてもない、そこに、例えば10億近い金額で擁壁を造ります、でこれ300万もらってもこの300万の使い道がその年度なかったりとか、なかなか難しい、やり方でございまして、どっちみちこれ一般会計に、繰り入れても単費としてもまたいづれうちがもらわないかん話で、だから、お金のやったりとったりだけの話の中で、どうしてもそこで今までの起債の償還とか、そういったところに、高田南の方が実際は充

てないといかんわけですね、保留地処分としてお金をして起債の方にはなくてははいけないんで、そこでどうしても保留地が後々しかできてきてないんです。そこで工事は進んでいくんですけどもそこでどうしてもタイムラグがある。この間、保留地処分金が入ってこない、どうするか、単費がちょっときつい、起債を借りよう、事業債を借りようと、そこで、この金額は保留地処分金をあてがわれて、高田南に入ってきますので当然この起債の分っていうのは、事業債の方は、高田の保留地処分金が入ってきたらこの中に入れ込んでいかないと、借金は返せないという形でございます。どっちみち、町から、単費として、それ以外のところでいただければ非常にいいんですけれども、なかなかそういったところにはいってないと。いいですかね。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、河野委員。

○委員長（河野龍二委員）

言われてるのも一定分かりますんですけども、わざわざその一般会計に、1回戻す必要性が、あるのかなってちょっと、例えば、今言われたように、当然一般会計からも、この事業費が出てくるんで、もうそういうふうに1回返すと、その工事に充てる金額じゃないということですけど、じゃあ次年度の繰り越しでもね、26年度の決算の繰越額を今回全部処分しますよね、これを例えば処分金を、これに充てて、繰越額を調整して、繰越額をまた先で繰り越しできるように、してもよかった訳ですよ。ですから、極端に言うと、起債の償還にもう300万足らんですよというふうなところが、あったのかなとちょっと思うんですけども、でも300万足らんなんていうのも相当大変な事情になるんで、ちょっとそこら辺がよく分からないところなんで、もっとこう何か事情があったかなって思ったんです、そこら辺がなければいけないでよろしいですけども、ちょっともう一度お願いできませんかね。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、山口主任。

○都市整備課主任（山口和樹君）

はい、お答えします。実際、先ほど課長が申し上げましたとおり、また委員から御指摘がありましたとおり、300万がないと償還が回らないとか、実際のそこまで差し迫っているという形かと言われると、実際そういったわけでもないと思いますし高田南としてはやっぱり、1円でも事業費はあった方が、ありがたいっていうことは間違いないんですけども、どうしても、起債を借り入れている分の処分を一般会計に、どうしても今、実際肩がわりっていいですか、していただいている関係上、この償還金は300万円で例えば1年全部返せますという形ではなくてやっぱりあの、今までの積み重ねがありまして、10年15年かけて返済をずっと毎年度しておりますので、かなりやっぱり金額にも上ってきます。その分、一般会計に負担をかけておりますので、やはり、あくまで保留地処分金は、保留地処分分で得た金額分を上限に扱うものですから、一応その

上限を、マックスに借入れをしていっておりますので、やっぱり売り上げとして出た分をやはりあの返済に充てるというのが流れとしては、一番スマートといたしますか、理屈に合う流れなのかなと。繰越金についてはどうしても繰越金ですので、それは一般会計に返すっていうことは、なかなか逆にまた違うかなっていうこともありますので、それについてやっぱり事業費に充てると、今回特に金額が、保留地処分についても300万と小さい金額、小さいと言うとあれなんですけれども、多大な金額ではないので、そういったことも確かに、それならばもう、事業費に充てたほうがいいのかなっていうのは、確かにおっしゃられるとおりにかなと思いますけれども、あくまで保留地処分金はもう借入れを行って前借りのような形で使っておりますので、その分についてはもう返済に、売り上げについては充てるっていうことで、そういった扱いが原則かなということで、財務課の方とも協議をして、進めさせていただいております。以上です。

○副委員長（分部和弘委員）

はい、委員長交代します。

○委員長（河野龍二委員）

ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論はありませんか。次に賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第73号、平成27年度長崎都市計画事業長与町土地区画整理事業特別会計補正予算(第1号)の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。

場内の時計で20分まで休憩します。

（休憩10時07分～10時20分）

○委員長（河野龍二委員）

休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

本会議におきまして、本常任委員会に付託を受けました、議案第74号、平成27年度長与町下水道事業補正予算(第1号)の件を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。古賀局長。

○水道局長（古賀洋君）

それでは、水道局所管の議案第74号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算第1号につきまして、水道局理事兼下水道課長以下、関係職員によりご説明いたしますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○委員長（河野龍二委員）

道端理事。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

おはようございます。それでは、提案理由の説明をいたします。下水道事業会計補正予算、これにつきましてはですね、昨年の人事異動、昨年10月、職員が1名減となって8名となりました。それで、当初予算では、この8名での予算を計上しておりましたけども、元の職員数に、4月の時点でですね、戻していただくことになりました。そのようなことで、合わせましてこの人事院勧告もあっております。そういうことで、この人件費の補正をお願いするものでございます。この補正の内容につきましてはですね、業務係長の、江頭から説明をいたしますので、よろしくをお願いします。

○委員長（河野龍二委員）

江頭課長補佐。

○下水道課課長補佐（江頭幹夫君）

議案第74号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算(第1号)について、提案理由の説明を申し上げます。予算書の1ページをお開き願います。今回の補正は第2条収益的収入及び支出の支出で、第1款下水道事業費用を125万1,000円の増額補正を行い、費用総額を9億7,139万9,000円といたしております。これは人事異動に伴う、職員給与費の増額によるものでございます。次に、3条、資本的収入及び支出の支出で第1款、資本的支出では13万4,000円を増額し、支出総額を4億1,480万9,000円といたしております。これは給与改定に伴う、職員給与費の増額によるものでございます。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額、2億5,109万5,000円は、本年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額532万7,000円及び減債積立金2億4,576万8,000円で補てんする予定としております。予算書の2ページをお開き願います。第4条、予算第9条に定めた、議会の議決を経なければ流用することのできない経費の金額のうち、職員給与費を138万5,000円増額し、7,119万3,000円といたしました。人事異動に伴うものが主なものでございます。以上が、今回の補正予算の主な内容でございます。なお、議案の後に、長与町下水道事業補正予算(第1号)に関する説明書を添付いたしております。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○委員長（河野龍二委員）

はい、提案理由の説明をいただきました。それでは、これから質疑を行います。もう、全ページにわたって、説明書でも構いませんので質疑を行います。質疑はありませんか。分部署員。

○副委員長（分部和弘委員）

議案じゃなくて説明書の3ページですけども、下の段の職員1人当たりの給与というところで、平均年齢が上がってますけども、一般の近隣の企業と比較したら、平均年齢ってというのはこういった感じなんですかね、大体。

○委員長（河野龍二委員）

道端理事。

○副委員長（分部和弘委員）

下水道職員の平均年齢ですけども、その辺はちょっと、今のところ把握をしております。年俸等で見れば、分かるかと思うんですけども、今持ち合わせておりませんので、それで、27年1月から27年10月にかけて平均年齢が下がっています。これにつきましては、4月です、若い職員が1名、増えたということでの、この差です。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

分部委員。

○副委員長（分部和弘委員）

下がるとということでしたけども、級別の職員数っていうのは、それぞれ、大体玉突きで上がっていかれる方もおろうかというふうに思いますし、こういった何というか、それぞれ級に当てはまって人事異動されるのかというふうに思いますけども、こういったのは何か確立されとって、何級職員が大体こうやって新人を教育しながら、育てていくというような考えで、当てはまっていつているものか、そのときの人事異動でただ当てはめてやっているものか、そこら辺ちょっとお伺いしたいというふうに思います。

○委員長（河野龍二委員）

古賀局長。

○水道局長（古賀洋君）

お答えします。まず級別、例えば、一級が何名程度とか2級が何名程度とか、そういう目安があるわけではございません。それぞれの級ごとに達成すべき資質なり能力なりっていうのは定められてますので、その結果、級が上がっていくと、これは別に水道事業に限らず、一般の方も一緒と思います。ですから、一般的に昇給、昇任をする場合の基準というのは別に定めてございますので、その結果級が上がっていつてる、例えば、課長補佐が絶対いないといけないとか、そういう決まりは特段ありません。以上でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

通勤手当の6万1,000円の減額ですけども、これは遠くにおられた方が近くにこられた、何人かわかりませんが、そういう解釈でよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○下水道課主事（藤野亮君）

はい、おっしゃるとおりでございます。細かい話をいたしますと、JRと路面電車をですね、使って通勤をしていた職員の路面電車分を減らさせていただいたと、以上のよ

うな理由でございます。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

時間外勤務手当の欄については変更がないということでございますけども、一応この予算、計上分でどうにか年間通して納まるという見通しが立っておられることでよろしいのでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

道端理事。

○水道局理事兼下水道課長（道端和彦君）

今回の補正はですね、予算書の1ページにありますとおり営業費用で125万1,000円、そして、資本費で13万4,000円、合計の138万5,000円の補正をお願いしているわけでございます。それで4月から新規に一名がふえた分、これに対しての補正額というのは、少ないだろうということです。その理由としましては、退職手当とか通勤手当とか、それで減額しております。相殺することによって、少ない額の補正という形になっております。以上で良いでしょうか。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

はい、補正の内容には先ほどから聞かせていただいて十分納得しておるんですけども、このですね、説明書の、2ページの給与明細書の下の表でですね、この時間外勤務手当、変更は無いんで本来ここで聞くべきじゃないのかもしれないかもしれませんが、195万6,000円ことで、補正無しということで、これで、見込額どおり年度末までいける見通しでおられるのかというのをちょっとお聞きしたかったものですから、すいません。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○下水道課主事（藤野亮君）

お答えいたします。時間外手当に関してはですね、通常の通勤手当ですとかそのボーナス、住居手当のようにですね、支給される額が確定しているわけではございませんので、そちらに関しまして不確定の部門はですね、予算として十分措置をとっておかなければいけないということで、大方その当初予算に上げさせていただいたままの数字ということにさせていただいております。

○委員長（河野龍二委員）

浦川委員。

○委員（浦川圭一委員）

今回の補正に計上されてないということで、現状の見通しで、年度末までこの既定予

算の中で、間に合う予測を立てられておるんでしょうかということをお聞きしてるんですが。

○委員長（河野龍二委員）

藤野主事。

○下水道課主事（藤野亮君）

はい、すいません、1名増員してもですね、こちらの予算内で十分対応できるような見込みを立てて、算定をさせていただいております。以上です。

○委員長（河野龍二委員）

他に質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。まず、反対討論はありませんか。次に、賛成討論はありませんか。討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第74号、平成27年度長与町下水道事業会計補正予算（第1号）の件を採決します。本案は原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。お疲れ様でした。これで本日の日程は全部終了しました。本日はこれで閉会いたします。どうもお疲れ様でした。

委員長